

## 千葉県母子保健子育て支援事業実施要領

### 1 目的

この要領は、母子保健法の趣旨等に基づき、地域との連携を図りながら、母親等の子育てに関する不安や悩みの解消、父親の子育て参加意識の醸成及び家庭における育児能力の向上などを目的として、母子保健子育て支援事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 母親・父親学級の開催

ア 対象者は、妊婦及びそのパートナーとする。

イ 内容は、母親・父親の役割、夫婦関係、母・父と子の心の関係等についての講義実習、グループワーク等を行うものとする。

#### (2) パパママ子育て教習所の開催

ア 対象者は、2歳児をもつ親とする。

イ 内容は、母子を分離し2歳児の発達や心理、母親の心理状態等についての講義、グループワーク等を行うものとする。

#### (3) 育児ストレス相談の開催

ア 対象者は、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査事後等で、育児不安等で援助が必要な親とする。

イ 内容は、心理士等による個別相談を行うものとする。

#### (4) 育児サークルの育成

ア 対象者は、育児教室を経た母親とその乳幼児、及び子育てを中心に地域との連携を希望するものとする。

イ 内容

①子育てに関する情報交換やグループワーク等の育成・支援を行うものとする。

②育児グループを育成・支援するためリーダー研修を開催するものとする。

#### (5) MCGの開催

ア 対象者は、乳幼児健康診査・育児ストレス相談等で、虐待傾向、育児困難な母親とする。

イ 内容は、臨床心理士によるグループミーティングや個別相談を行い、家族関係を含め親機能を高める為の支援及び、親と子の関係づくりへの支援を行うものとする。

#### (6) 子育て支援ネットワークづくりのために別に定めるところにより、「母子保健子育て支援担当者会議」を開催する。

(実施場所)

- 3 各教室及びサークルの実施場所は、健康支援課・保健福祉センター及び公民館等とする  
(関係機関との連携)
- 4 この事業を実施するにあたっては、関係機関等の十分な連絡調整を図るものとする。

(記 録)

- 5 保健福祉センター健康課長は、この事業に参加した者について、母子健康手帳及び母子管理ファイル等に必要な事項を記入させることとする。

(事業報告)

- 6 保健福祉センター健康課長は、年度末に、事業の実施日・参加者数・内容・講師を健康支援課長に報告するものとする。

(補 則)

- 7 この要領に定めるもののほか、母子保健子育て支援事業の実施に関し、必要な事項は健康福祉部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 9年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 9年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。